第百三十六条第一項中「金融機関代理業者」の下に「電子決済等取扱業者等」を加える。

第百三十七条第六項第二号中「第五十五条の二第四項及び」を「第五十五条の二第五項並びに」に、「に規定する」を「及び第二項に規定する」に改める。

第百四十三条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第百四十五条第一項中「金融機関代理業者若しくは」を「金融機関代理業者」に、「相手方若しくは」を「相手方若しくは当該破綻金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等若しくは」に、「、当該」を「若しくは当該特別監視金融機関等を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等、当該」に改め、同条第二項中「金融機関代理業者若しくは」を「金融機関代理業者」に、「相手方」を「相手方若しくは当該被管理金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等」に改める。

第百四十六条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第百四十八条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第百五十一条第一項中「金融機関等」の下に「、電子決済等取扱業者等」を加え、同項第二号中「第五十八条の三第二項」を「第五十八条の三第三項」に改める。

（銀行法の一部改正）

第六条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「　第六節　雑則（第五十二条の六十一）」を

「第六節　雑則（第五十二条の六十の五）
第七章の五　電子決済等取扱業
第一節　通則（第五十二条の六十の二―第五十二条の六十の三十五）
第二節　業務（第五十二条の六十の三十六―第五十二条の六十の三十九）
第三節　監督（第五十二条の六十の四十―第五十二条の六十の四十六）
第四節　認定電子決済等取扱事業者協会（第五十二条の六十の四十七―第五十二条の六十の六十）
第五節　雑則（第五十二条の六十の六十一）」

に、「第七章の五」を「第七章の六」に、「第五十二条の六十の二十五―第五十二条の六十の三十五」を「第五十二条の六十の三十六―第五十二条の六十の六十一）」を「第五十二条の六十の二十五―第五十二条の六十の三十五）」に改める。

第二条第二十五項中「銀行」を「銀行業関係業者（銀行又は電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十四項を同条第三十項とし、同項の次に次の一項を加える。

31　この法律において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務に係る銀行業務及び電子決済等取扱業務の種別をいう。

第二条第二十三項中「銀行業務関連紛争（銀行業務）」を「銀行業務等関連紛争（銀行業務等）」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十二項中「銀行業務関連苦情（銀行業務）」を「銀行業務等関連苦情（銀行業務等）」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十一項を同条第二十五項とし、同項の次に次の二項を加える。

26　この法律において「電子決済等取扱業務」とは、電子決済等取扱業者が営む第十七項各号に掲げる行為に係る業務をいう。

27　この法律において「銀行業務等」とは、銀行業務又は電子決済等取扱業務をいう。

第二条第二十項を同条第二十四項とし、同条第十七項から第十九項までを四項ずつ繰り下げ、同条第十六項の次に次の四項を加える。

17　この法律において「電子決済等取扱業」とは、次に掲げる行為を行う営業をいい、「電子決済等関連預金媒介業務」とは、第二号に掲げる行為をいう。

一　銀行の委託を受けて、当該銀行に代わつて当該銀行に預金の口座を開設している預金者との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金契約に基づく債権（以下この号において「預金債権」という。）の額を増加させ、又は減少させること。

イ　当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を減少させること。

ロ　為替取引により受け取つた資金の額に相当する預金債権の額を増加させること。

二　その行う前号に掲げる行為に関して、同号の銀行（以下「委託銀行」という。）のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。

18　この法律において「電子決済等取扱業者」とは、第五十二条の六十の三の登録を受けて電子決済等取扱業を営む者をいう。

19　この法律において「外国電子決済等取扱業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において第五十二条の六十の三の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて電子決済等取扱業を営む者又は当該外国の法令に準拠してこれに相当する業務を営む者をいう。

20　この法律において「認定電子決済等取扱事業者協会」とは、第五十二条の六十の二十五の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

第十二条の三の見出し中「指定紛争解決機関」を「指定銀行業務紛争解決機関」に改め、同条第一項第一号中「指定紛争解決機関が」を「指定銀行業務紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が銀行業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が」に、「の指定紛争解決機関」を「の指定銀行業務紛争解決機関」に改め、同項第二号中「指定紛争解決機関」を「指定銀行業務紛争解決機関」に改め、「第二条第三号」の下に「（定義）」を加え、同条第二項及び第三項第二号中「指定紛争解決機関」を「指定銀行業務紛争解決機関」に改める。

第三十一条第一号中「第五十二条の六十一」を「第五十二条の六十の二」に改める。

第四十七条第二項ただし書中「第六項」を「第七項」に改める。

第五十二条の五十二第六号中「第五十二条の六十一第一項」を「第五十二条の六十の二第一項」に改める。

第五十二条の六十一を第五十二条の六十の二とする。

第五十二条の六十二第一項第八号及び第二項中「銀行」を「銀行業関係業者」に改め、同条第四項中「所在地」の下に「、当該指定に係る紛争解決等業務の種別」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに行うものとし、同項第八号の割合は、当該紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

第五十二条の六十三第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　指定を受けようとする紛争解決等業務の種別

第五十二条の六十五第二項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行を」を「銀行業関係業者を」に改める。

第五十二条の六十七第一項第四号中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改め、同条第二項第一号中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に改め、同項第二号及び第三号中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改め、同項第四号及び第五号中「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、同項第六号から第十号までの規定中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改め、同項第十一号中「銀行業務等関連苦情」に、「銀行業関係業者」に改め、同条第四項第二号及び第三号中「銀行業務等関連紛争」に改め、同項第七号中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務等関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「銀行業務等関連紛争」を「銀行業務関連紛争」に改め、同項第八号及び第九号中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、同項第十一号から第十三号までの規定中「銀行業務